

# 可決された意見書

## 日豪EPA交渉に関する意見書

わが国政府は、日豪両国政府の共同研究最終報告書が取りまとめられたことを受けて、昨年12月12日の首脳会談で日豪EPA交渉の開始に合意しました。

わが国の豪州からの輸入状況を見ると、農林水産物輸入の占める割合が高く、しかもわが国にとって極めて重要な米、麦、牛肉、乳製品、砂糖などの品目が含まれているのが実態であります。このため、豪州との交渉では、農産物の取扱いが焦点となるのは必至であり、その取扱い如何によっては、わが国の農業・農村に壊滅的な打撃を与えるだけでなく、関連産業や地域経済等に対しても影響を及ぼし、地域社会をも崩壊させる懸念があります。

こうした状況を踏まえ、政府におかれては、豪州との交渉にあたり、下記事項の実現について、特段のご配慮をされるよう強く要請します。

記

1. 重要品目に対する例外措置の確保
2. WTO農業交渉に対するわが国の主張に基づいた対応の確保
3. 交渉如何によっては交渉を中断するなど厳しい判断を持って交渉に臨むこと

## 医師・看護師の増員を求める意見書

医療事故をなくし、安全・安心でゆきとどいた医療・看護を実現するためには、医療従事者がゆとりと誇りを持って働き続けられる職場づくりが不可欠です。しかし、医療現場の実態はかつてなく過酷になっており、医師や看護師等の不足が深刻化しています。

看護師は仕事に追い回されて疲れ果て、「十分な看護が提供できている」との回答は1割にも届かず、4分の3が辞めたいと思っているほどです。

欠員を直ちに補充するとともに、大幅増員を実現することが切実に求められています。看護職員については、少なくとも「夜間は患者10人に対して1人以上、日勤帯は4人に対して1人以上」の配置にすることが必要です。

過酷な労働実態を改善するため、夜勤日数の上限規制などの法整備が必要です。「安全・安心のコスト保障が必要」であり、診療報酬などによる財政的な裏づけが求められています。

よって政府におかれては、現場での大幅増員を保障する看護職員等の確保対策・予算の拡充や診療報酬の改善を行うよう要望するものです。

記

1. 医師・看護師など医療従事者を大幅に増員すること。
2. 医師の養成数を抜本的に増やすとともに、医師・看護師の配置基準を引き上げ、定着のための施策を進めること。
3. 看護職員の配置基準を抜本的に改善すること。緊急に「第6次看護職員需給見通し」の見直しを行うこと。
4. 夜勤日数を月8日以内に規制するなど、「看護職員確保法」等を改正すること。